

反社会的勢力による被害の防止のための基本方針

当社は、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人、いわゆる「反社会的勢力」（これをとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目します。）に対する基本方針を以下のとおり定め、業務の適切性及び健全性の確保に努めます。

基本方針

当社は、次に掲げる事項を、反社会的勢力による被害を防止するための基本原則とし、当社及び当社の役職員はこれを遵守するものとします。

- ① 組織としての対応
反社会的勢力の排除に向けた態勢を整備し、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、対応する役職員の安全を確保するものとします。
- ② 外部専門機関との連携
反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
- ③ 取引を含めた一切の関係遮断
反社会的勢力に対しては、取引関係を含め一切の関係を遮断します。
- ④ 有事における民事と刑事上の法的対応
反社会的勢力による不当請求は断固として拒絶し、必要に応じて民事及び刑事の両面から法的対応を行います。
- ⑤ 裏取引や資金提供の禁止
反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。

以 上